

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。

虐待と思ったらすぐお電話を

0570-064-000



児童相談所
全国共通
ダイヤル

命綱
さしのべた
その手が子どもの



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

身体的虐待

なぐ け 段る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)など

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起ります。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所(全国共通ダイヤル)や市町村の窓口へ連絡・相談ください。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

虐待と思ったらすぐお電話を

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。※一部地域では使えないことがあります。※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。